

真岡市市制施行70周年記念事業 基本方針

令和5年6月14日

令和5年10月3日(一部改正)

1. はじめに

昭和29年3月31日に、芳賀郡真岡町、山前村、大内村および中村が合併し、「芳賀郡真岡町」が誕生しました。そして、同年10月1日に市制施行し「芳賀郡真岡町」から「真岡市」になりました。

また、昭和29年5月3日に、久下田町、長沼村および物部村が合併し、「二宮町」が誕生しました。

その後、平成21年3月に真岡市と芳賀郡二宮町が合併し、現在の市域となり、令和6年10月1日、真岡市は市制施行70周年を迎えます。

2. 基本方針

市制施行70周年という節目の年を、市制施行100周年を見据えた大きな節目と考え、市民総ぐるみでお祝いし喜びを分かち合うとともに、これまで先人が築き上げた功績を称え、これからの未来へのまちづくりのため、様々な世代の市民が主人公となって参加・交流し、愛着や地域の絆を深める機会とします。

そして、次世代へつなげる新たなスタートとして、真岡市の魅力を市内外に発信し、未来に向かって飛躍・発展する契機とするため、市制施行70周年記念事業(以下、記念事業)を展開します。

また、真岡市および旧二宮町の誕生70周年であることから、これらの趣旨を十分に反映させていきます。なお、記念事業の実施にあたり必要に応じて、副題として「真岡市70周年および二宮誕生70年」を掲げるものとします。

3. 実施期間

市制施行70周年記念事業期間:令和5年4月1日～令和7年3月31日

令和5年度は事業計画およびホームページやSNSを使用したPR活動を実施し、令和6年度は、年間を通じて市域全体で記念事業を実施します。

4. 事業構成

市制施行70周年記念事業は、記念事業、冠事業、協賛事業の3つに分け、企画および実施するもの
とします。

(1) 記念事業

市制施行70周年を記念して実施する事業で、市が実行委員会と共催で取り組む事業です。記念式
典や市制70周年事業基本方針に合致したアイデア事業を実施するものとします。

(2) 冠事業

従来から市が主催・共催して実施しており、70周年記念事業の実施期間内に行われる事業で、既存
事業を充実して実施するものについては、「真岡市市制施行70周年記念事業」を冠します。

(3) 協賛事業

市内の市民団体や企業等の主催で実施しているイベント等のうち、70周年記念事業の基本方針に合致
するようなイベント等について、主催者からの申請により、「真岡市市制施行70周年記念事業」の冠をかけ
て事業を実施できるとともに、市広報紙やホームページ等で広く周知します。

5. 推進体制

記念事業の推進にあたり基本方針に従い、多くの市民・団体など様々な主体が参加できる体制を作り
、事業の推進を図ります。

(1) 真岡市市制施行70周年記念事業実行委員会

基本方針をふまえ、記念事業の積極的な推進を図るための承認機関として設置します。

【構成メンバー】

市長、各種団体の代表者等

【役割】

- ① 記念事業の基本方針・計画の策定および全体調整に関すること。
- ② 記念事業への市民参加等の協力体制づくりに関すること。
- ③ 関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
- ④ その他目的達成に必要なこと。

(2)真岡市市制施行70周年記念事業庁内推進委員会

市の内部組織として、真岡市市制施行70周年記念事業に係る事項を検討するとともに、記念事業を積極的に推進、承認するため設置します。また推進委員会の所掌事務を補佐するため、下部組織として、庁内検討委員会を設置します。

【構成メンバー】

副市長、各部長、関係課長

【役割】

- ①記念事業の選定および策定に関すること。
- ②その他記念事業推進に必要なこと。

(3)真岡市市制施行70周年記念事業検討委員会

市の内部組織として、推進委員会の所掌事務を補佐し、各事業を実施するため設置します。

【構成メンバー】

各課代表職員

【役割】

- ①記念事業の計画・運営について具体的に検討すること。
- ②推進委員会の所掌事務を補佐すること。

(4)真岡市市制施行70周年記念事業市民企画委員会

真岡市市制施行70周年記念事業や協賛事業に係る事項について、市と連携し、推進・検討するため設置します。

【構成メンバー】

市民団体の実務者の代表者

【役割】

- ①市民が参加する記念事業の推進に関すること。
- ②記念事業への市民参加等の協力体制づくりに関すること。
- ③その他協賛事業の協力に必要なこと。

【イメージ図】

真岡市市制施行70周年記念事業組織図

